

第1回仙南地域広域行政事務組合総合教育会議 議事録

1、会議日時

平成27年5月29日（金）午前8時57分～午前9時47分

2、出席者

理事長	風間康静君	職務代理者	滝口茂君
教育長	佐藤隆夫君	教育委員会委員	川島陽子君
教育委員会委員	菊地俊彦君	教育委員会委員	佐藤茂廣君
教育委員会委員	佐藤芙貴子君		

3、欠席者 なし

4、傍聴者 なし

5、事務局

助役	岩間利裕君	総務課長	阿部和之君
総務課総務係長	犬飼育君	総務課主事	目黒雄太君
教育次長	水戸雅彦君	教育委員会幹事	黒澤良君
教育委員会事務局主事	大内連太郎君		

6、会議事項

1 開会

2 あいさつ

3 議事

○ 仙南地域広域行政事務組合総合教育会議運営要綱（案）について

4 その他

(1) 視聴覚教材センター移転に伴う勤務体制について

(2) 意見交換

8 閉会

午前8時57分 開会

○助役（岩間利裕君） それでは、時間前ではございますが、皆さんおそろいでございますので、はじめさせてもらってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、第1回目となります仙南地域広域行政事務組合総合教育会議をただいまから開催させていただきたいと思います。

はじめに、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

あいさつ

○理事長（風間康静君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

きょうは大変お忙しい中、総合教育会議にご参集賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。これは、皆さんご存じのように国の政策の1つの部分であります。各地域、市、町でもこれからこういう会議が行われるのだらうと。ただ、広域というこの面倒臭さと言ったら怒られますが、難しさがあるということをご理解いただきたい。ですから本来ですと、ここにはたぶん首長だけが座るのですが、わたしたちの理事会というのは9人で1つの組織を持つてる。ですからきょうは、職務代理者も一緒になって、理事長ではなくて、理事会として皆さんに対応するというかたちになりますので、そのご理解をいただきたいと思います。

全ての首長が、いま、財政的問題でしっかりと対応しています。必要などころにはたぶん、必要なお金をそれぞれつけるだらう。ただ、必要でないところという表現はおかしいですが、これはまだ我慢できるだらうとか、削減できるだらうというところには厳しい査定があらうと。たぶんこれは各市町でも同じことではないかなと。教育とてわたしは同じだと思ってます。人材育成の大切さはみんな知っています。ただ、あればいいとか、それでは話になりませんので、そうではなくて、その必要性、また自らが汗を流す、その努力がないと何事も動かないのではないかなというふうに感じますので、よろしく願い申し上げます。

今回、広域行政の中の与えられた部分での教育となりますので、その点のご配慮、また、いろいろと問題点が出てこようかと思います。1点考えられるのが、ちょっと宙ぶらりんになっております、けやき教室の問題。これをどういうふうにやったらいいのか。各市町のままでいいのか、いや、広域でやった方がいいとか。たぶんそういう議論も出てきてしるべきことだらうと思しますので、この会議で、広域の教育に関する忌たんのないご意見、そしてみんなで前に向かって進んでいきたいと思しますので、そのご尽力を賜ることをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

きょうはよろしく願いいたします。

○助役（岩間利裕君） ありがとうございます。

それでは、第1回目の総合教育会議でございますので、わたしの方で司会をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、1回目でございますので出席者のご紹介をさせていただきたいと思っております。

はじめに、ただいまご挨拶を申し上げます、理事長風間康静白石市長でございます。

○理事長（風間康静君） よろしくお願ひいたします。（「よろしくお願ひします」の声あり）

○助役（岩間利裕君） 続きまして、理事長職務代理者滝口茂柴田町長でございます。

○理事長職務代理者（滝口茂君） よろしくお願ひいたします。（「よろしくお願ひします」の声あり）

○助役（岩間利裕君） それでは教育委員会さんの方でございますが、佐藤隆夫教育長でございます。

○教育長（佐藤隆夫君） よろしくお願ひします。

○助役（岩間利裕君） 川島陽子教育委員会委員でございます。

○教育委員会委員（川島陽子君） よろしくお願ひいたします。

○助役（岩間利裕君） 同じく、菊地俊彦委員でございます。

○教育委員会委員（菊地俊彦君） よろしくお願ひいたします。

○助役（岩間利裕君） 同じく、佐藤芙貴子委員でございます。

○教育委員会委員（佐藤芙貴子君） よろしくお願ひいたします。

○助役（岩間利裕君） 同じく、佐藤茂廣委員でございます。

○教育委員会委員（佐藤茂廣君） よろしくお願ひいたします。

議 事

○ 仙南地域広域行政事務組合総合教育会議運営要綱（案）について

○助役（岩間利裕君） それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。議事につきましては、次第にございますとお進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事の（1）仙南地域広域行政事務組合総合教育会議運営要綱（案）につきまして、事務局から説明をさせていただきたいと思っております。

○総務課長（阿部和之君） 総務課長の阿部と申します。よろしくお願ひします。申し訳ありませんけど、座って説明させていただきます。

それでは、わたしの方から議事の（1）番、組合総合教育会議運営要綱（案）について、説明させていただきます。なにぶん初めての会議でありますので、総合教育会議について、その概要から説明させていただきたいと思っております。

資料の1-1、ごらんいただきたいと思います。まず1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正ですが、今年の6月に法律の一部改正がなされまして、本年4月1日から施行されております。その改正の内容としましては、大きく4つのポイントがご

ございます。1番目が、教育委員長と教育長を一本化した、新しい教育長の設置でございます。この新しい教育長につきましては、5月27日に新法に基づく教育長といたしまして、佐藤隆夫教育長を任命しております。次に2番目が、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化でございます。3番目が、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することです。この総合教育会議につきましては、大項目2番の方で説明させていただきます。そして4番目が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、以下「教育行政の大綱」という。これを首長が策定することとなっております。この教育行政の大綱につきましては、大項目の3で説明させていただきたいと思っております。このような内容で法律が改正されて、本年の4月1日から施行されております。

次に2番の総合教育会議をごらんいただきたいと思います。1の③によりまして設置される総合教育会議につきましては、2番の①になりますが、首長が会議を招集し、会議は原則公開となります。本日の会議も傍聴可としておりましたが、傍聴者はおりませんでした。次に②になりますが、構成員は、首長と教育委員会となります。なお、上記中の首長とありますのは、当組合においては理事会となります。次に③の会議での協議・調整事項は3つございます。次の大項目の3で説明いたしますが、まずイとして、教育行政の大綱の策定。そしてロとしまして、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策。ハといたしまして、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等緊急の場合に講ずべき措置。組合の総合教育会議におきましては、このハについて協議・調整することは想定しておりませんが、総合教育会議におきましては、これらのことにつきまして協議・調整を行うこととなっております。総合教育会議への出席は、理事会を代表しまして理事長、若しくは理事が出席することになるかと思っております。

次に大項目の3番目の教育行政の大綱についてでございます。今後、大綱を作成しまして、総合教育会議で協議・調整を行うこととなります。まず①になりますが、教育行政の大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、②になりますが、大綱は総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定するものです。③になりますが、首長及び教育委員会は、策定した大綱のもと、それぞれの所管する事務を執行するというものでございます。今後、この大綱を作成し、総合教育会議の方に諮ることとなります。こちらの方の首長とありますのは、当組合におきましては理事会というふうなこととなっております。

次に4番目の総合教育会議の運営についてでございますが、議事として載せておりました、総合教育会議運営要綱（案）についてでございます。次のページの仙南地域広域行政事務組合総合教育会議運営要綱（案）をごらんいただきたいと思います。この要綱（案）につきましては、先月、4月22日開催の組合の理事会で1度協議を行っているものでございます。本日の総合教育会議で協議・調整を行いまして、よろしければ、本日付でこの要綱

を制定したいと考えております。それでは説明させていただきたいと思っております。

組合の総合教育会議の運営要綱（案）ですが、まず、第1条といたしまして趣旨を規定いたしております。この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、組合総合教育会議の運営について、必要な事項を定めるものとする規定いたしております。

第2条で招集関係を規定いたしております。第1項で、理事会は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものといたしております。第2項ですが、理事会は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、組合のホームページに掲載して公表するものといたしております。法律に基づきまして、会議は原則公開となっておりますので、住民に知らせるためホームページで公表を行うものでございます。次、第3項ですが、前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合、会議を中止した場合を含む。について準用することといたしております。

第3条が会議の非公開について規定いたしております。法第1条の4第6項ただし書の規定、この内容ですが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。3つ目としまして、公益上必要があると認めるとき。これらの規定によりまして会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。これはホームページで公表するというものでございます。次に第2項ですが、前項の規定、公表につきましては、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しないことといたしております。

次に第4条が議事録について規定いたしております。第1項で、理事会は、法第1条の4第7項の規定による議事録に、次に掲げる事項を記載するものとする。第1号で開会及び閉会に関する事項、第2号で出席者、傍聴者を除きのその氏名を記載するものといたしております。第3号が、協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言。第4号としまして、その他理事会が必要と認めた事項といたしております。第2項では、理事会は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合において、第2条第2項の規定、ホームページで公表するというものを準用するものといたしております。

第5条が庶務関係で、この会議の庶務は、組合の総務課において処理する。ただし、教育委員会に補助執行させる場合については、この限りでないと規定いたしております。

第6条補則ですが、この訓令に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項につきましては、理事会が会議に諮って定めるといたしております。

この訓令は、平成27年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行日にあわせまして、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上、説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○助役（岩間利裕君） 事務局からの説明が終わりました。この要綱（案）につきまして、ご

質疑等がありましたら、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。ご質疑がないようですのでございますので、議事の（１）仙南地域広域行政事務組合総合教育会議運営要綱（案）につきましては、ご承認をいただくということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）「はい」というご返事が多数でございますので、承認をいただいたということで、（１）につきましては承認されたということで処理をさせていただきたいと思いません。

その他

（１） 視聴覚教材センター移転に伴う勤務体制について

○助役（岩間利裕君） 続きまして、４のその他（１）でございます。視聴覚教材センター移転に伴います勤務体制について、教育次長の方から説明をいたしたいと思いません。よろしくお願いをいたします。

○教育次長（水戸雅彦君） 教育次長の水戸です。よろしくお願いをしたいと思います。座ってご説明をさせていただきます。

資料の２－１をごらんいただきたいと思います。視聴覚教材センター移転に伴う勤務体制についてということでございますが、この件につきましては、教育委員会におきましては昨年度、２回から３回の教育委員会で協議、それからいろんなご意見をいただきつつ進めてきた問題でございます。また、理事会におきましては、本年の１月に同様の内容についてご説明をいたしております。その後、いろいろ細かな調整をいたしまして、特に教材センターが移転をすることによって、勤務体制について細かい検討が必要だったということで、その後詰めておりました。本日はそのことを中心にご説明をさせていただきたいと思いません。

まず、その前に事務室の一元化について、簡単にもう一度ご説明をさせていただきます。まず１番の目的でございます。教育委員会の事務所を一元化することで基礎事務を共有化し、事業の協力体制の強化を図るとともに、各事業の充実化を図っていく。

新体制でございます。事務所を仙南芸術文化センターに一元化し、電話、窓口対応等の基礎事務の共有化を図る。視聴覚教材センター、AZ9ジュニア・アクターズ事業、仙南芸術文化センター、それぞれの事業を全体の協力体制で実施する。視聴覚教材センターの勤務体制については、資料２－２のとおり。次のページ資料２－２になってございますが、こちらをごらんいただきたいと思います。まず、上の図が勤務シフトを図に示したものでございますが、上の方が通常の勤務シフトです。１番上をごらんください。１週間の勤務体制がこのように図表されております。上が教材センターです。月曜から金曜までの午前８時30分から午後５時15分までが基本の勤務体制となります。下の方が文化センターの勤務体制です。火曜日から日曜日まで８時30分から22時までが勤務時間となっております。それで月曜日が休館でございます。その下のところをごらんください。１日の勤務体制に

なります、日勤のですね。教材センターはご説明したとおり、午前8時30分から午後5時15分までになります。文化センターの方は、8時30分から22時までを早番・遅番の2つのシフトで運営をいたしております。ここで、グレーのところをごらんいただきたいと思います。基本としては、教材センターは午後5時15分から午後10時までは勤務をしていませんが、それについては文化センターの職員が勤務しておりますので、軽易なもの、文書対応、電話対応についてはここで対応をしていくということでございます。それで次のところをごらんいただきたいと思います。公演時の勤務シフト、これは文化センター側で夜の公演等が入って、かなり勤務がタイトな状況がございます。その場合には、文化センター側ではこのようにやりますけれども、教材センター側においても状況に応じて必要な人数を13時15分から22時の勤務に割り当てて、夜の勤務体制を強化していくという考えでございます。全体的に見ますと、通常の勤務においては、教材センターの職員が不在の部分についても文化センターの職員が対応していくと。逆に文化センター側で、特に夜の公演時において非常に忙しい時期には、逆に教材センター側が協力をしていける体制で運用をしていくということでございます。

下のその他のところをごらんいただきたいと思います。教材センターの職員の土日勤務、特にAZ9事業でございますが、AZ9ジュニア・アクターズに関しては、年間40日を超えて土日に勤務をしている状況がございます。ですので、これについてはもう、フレキシブルに土日を勤務日と割り振りまして、平日にどこかに振り替えるという臨機応変の体制でいきたいと考えてございます。

ということで全体的に仙南芸術文化センター、視聴覚教材センターがそれぞれの協力体制のもとで事業を行うことによって効率化を図り、さらには事業の充実を図っていきたいということでございます。

前の資料にお戻りいただきたいと思います。3番でございます。事務所一元化することによる効果でございます。既に申し上げてございますが、基礎事務を共有化することで、視聴覚教材センター、仙南芸術文化センターそれぞれの事業、特にアウトリーチ事業を補完・協力して実施することができ、各事業の効率化が図られると同時に、事務所の体制が強化される。アウトリーチ事業でございますが、これは地域に出て行って様々な事業を展開する事業でございます。えずこホールにおいては10年来、実施いたしておりますが、視聴覚教材センターでも本年度から、各種事業を全てアウトリーチしております。昨年度までは、プロジェクターのみ出前講座を行って行りましたが、本年度につきましては、各種の全ての講座を地域に出前をするということで指導しております。現在のところ既に、4月、5月で7件、調整中も入ってございますが、7件の問い合わせがあり、その内6件については実施する方向でいま進めております。ということで、今後ますます、教材センターにおいても地域に出て行って事業を展開するという状況になりますので、その場合の事務所体制を強化するためには、事務所を一元化して、それぞれ総合的に協力していくこと

が必要であるということでございます。

それから2番目でございます。構成市町教育委員会との連携がより密になり、各事業の充実化が図られる。これまで教材センター、教育委員会の事務局においては、各市町の教育委員会と連携を密に様々な連絡・調整を図ってきましたが、その関係性が仙南芸術文化センターの方にも波及していきたいということでございます。

次、AZ9ジュニア・アクターズ事業でございますが、これは、仙南芸術文化センターが蓄積していた各種のノウハウ、特に公演、それからワークショップのノウハウについては、AZ9ジュニア・アクターズ事業にフィードバックしていくことにより、さらに充実化が図られると思っております。また、もう1点このジュニア・アクターズ、AZ9事業の継続につきましては、ふるさと市町村圏基金の取崩し等がいま議題となっている進められてございますが、継続についていろいろな、まだちょっと不透明、あるいは方向性がまだ定まっていない状況がございますが、教育委員会としては、ぜひ継続をしていきたいということで内部でいろいろ協議をしているところでございます。それらを継続していくにあたりましては、えずこホールでかなり毎年、補助金、助成金をいただいて各種事業を実施している状況でございますので、このノウハウをAZ9事業にフィードバックをして、財源の確保を図りながら事業を展開していければと考えてございます。

最後に、いまもうすでにお話し申し上げました、アウトリーチ事業、出前講座、それから総合的に土日、夜間の貸出し等について利便性が向上するというところでございます。

最後、今後のスケジュールでございますが、6月の理事会で今回の資料についてご説明を申し上げて、7月の理事会、議会に条例の改正案を提出いたしたいと考えております。事務所移転に伴う設置条例の改正でございます。7月議会を通過いたしたあとに広報・告知を開始します。約5か月間、広報・告知をしまして8月から移転準備、1月5日から新事務所体制で業務をスタートしたいと考えてございます。

以上でございます。

- 助役（岩間利裕君） 教育次長から説明をいたしました。視聴覚教材センターの移転に伴う勤務体制でございます。ご質疑等ございましたらお願いをしたいと思います。
- 理事長（風間康静君） ちょっと確認だけさせていただきます。次長、本当は理事会で言えば良かったのですが、この文化センターというのは、土曜、日曜は、たぶん使っているだろうけど、金曜までの間はこんな夜まで開けておく必要性は何かあるの。
- 教育次長（水戸雅彦君） まずは、夜間の様々な対応を職員がいなくてですね、例えば、チケット販売であったり、貸館の受付であったり、そういう業務に対応するためには職員がいなければいけません。例えば、日直代行員ですと現金の取扱いができないということがございます。他の会館の例を見ると実は、夜間に日直代行員だけの開館がございます。そういう開館は実は、午前8時30分から午後5時15分までしか様々な受付をやっていません。サービスの質ということを考えた場合に、午後10時まで常に職員がいる体制であれば、常

に様々な住民の皆さんのサービスに対応できるということで、最低1人は必ず職員を配置することにしています。それと同様に夜間に様々な実は主催事業を行っておりまして、それも含めると2名程度が常に午後10時までいるような・・・。

○理事長（風間康静君） いや、主催事業をやっているときは、人がいるのはわかる。それは事前にたぶん、この日という予約は取ってるだろうから、それって見えると思う。ただ、これを見ると火曜から木曜、金曜までなのかわからないけど、例えば、午後8時に急に、市民・町民が行って借りたいと言ったら貸してくれるわけではないでしょ。

○教育次長（水戸雅彦君） それは翌日以降の受付になります。

○理事長（風間康静君） そういうことですよ。（「そうです」の声あり）だから、午後10時まで開けておく必要性というのがあるのかなど。さっき言ったように、少しでも人件費を抑えることによって何かに使えないかという考えも持っていただかないと、いまチケット売場なんて、そこじゃなくてもどこでも売ってるものじゃないかなど。そういうのも利用するというのも、わたしは手のような気がするけど。それでシフトにするわけだから。土曜、日曜は事前からわかっていて、この日の夜はホール使っているというのは別問題だから。そういう手もちよっと何か、良い案があれば検討していただければと。

○教育次長（水戸雅彦君） 少し補足でご説明を申し上げますと、えずこでは8団体、住民団体がございまして、毎日のようにホールで様々な活動を展開しています。その団体との協議・調整はどうしても夜が多くなっている状態でございますので、その辺の対応もございまして。それともう1点、時間外に関して言いますと、土日や夜に勤務しても実は勤務日として割り当てているので、いわゆる時間外における100分の25は発生しません。午後10時を過ぎなければ発生しないので、まったく平日の勤務と同じ給与体系中での運用となっております。

○助役（岩間利裕君） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）そのほかご質疑等ございますか。ありませんか。それでは、先ほど教育次長から説明がありましたように、この教材センターの移転につきましては、来週の6月2日に行われます理事会の方でご説明をさせていただきます。7月の理事会に関係条例の改正案をもんでいただいて、7月の末に予定しています、組合議会定例会に条例案を提出するというので、来年の1月から新体制というような方向でいきたいということでございます。

ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それではそのようにさせていただきます。

（2）意見交換

○助役（岩間利裕君） それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。第1回目ということでいろんな協議内容があるかと思えますけれども、自由なご意見をちょうだいしたいと思います。先ほど、理事長の方から、けやき教室の問題とかですね、教育次長

の方からは、ジュニア・アクターズ事業の問題とかいろいろ出てまいりました。今後そういったものも議論をしていただく、協議・調整をしていただく必要があろうかと思えます。

ちなみに、ジュニア・アクターズ事業について若干の説明をさせていただきたいと思いますが、ジュニア・アクターズ事業につきましては、その原資、予算は、県からの1億円と2市7町からの9億円の出資金で構成して基金がございます。10億円の基金。この基金の果実を運用してこれまで実施をしてまいりました。この基金が今年の8月で満期を迎えるということでございまして、この満期まではジュニア・アクターズを継続して、その運用益で事業を実施していいですよということが2市7町の財政担当、広域担当課長のご了解を得て、これまで実施をしておりました。その後のことにつきまして、来月の30日に満期を迎えたあと、どうするかとこれまで議論してきたわけですが、各市町ともかなり財政状況が厳しいということで、基金の一部を取り崩してくれないかというのが大方のご意見でございまして、そうなりますと原資が減りまして、アクターズもなかなか、ままたまらないというような状況が出てまいります。6月30日に副市町長に集まっていただいて、その基金の問題をどうするかということを決めていただくわけですが、そこで取崩しということになりますと、これまで10億円の果実を積み立ててまいりまして、4,000万円弱だったのですかね、運用益の残がございまして、それを取り崩していく以外ないので、これまでの議論の中ではそれを取り崩しながら、いま23回目だったのですかね、アクターズの公演は、30回目ぐらいまでは、何とかそれでやれるかなということで、それ以降はめどが立っておりません。その辺も含めてですね、今後、総合教育会議にお示をしていく必要があろうかと思えますが、いまのところ基金を取り崩すとすると、ちょっと難しいという状況でございまして、その辺も教育委員会さんの方でもご議論をお願いできればなということが1つありますので、事前にお話しを申し上げたいと思えます。

そういったことも含めまして、いろいろご意見をいただきたいなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

- 教育委員会委員（菊地俊彦君） 会のはじめのご挨拶をいただいた中に、けやき教室のあり方についてお話しをいただきました。この件についてですけれども、この頃のマスコミで報じられておるのは、不登校の児童・生徒の扱いをどうするかということで、いま現在、全国あちこちで、その組織として活動しているフリースクール、これが義務教育化の枠組みの中に組み込まれるという見通しが明確になってまいりました。こうした状況から考えますと、不登校対策というのは、非常にこれからの教育行政の中では、重く大きい課題だというふうに認識しております。そういうことからしますと、これまでのけやき教室は、白石市さんに多大なご苦勞をおかけしてきている。この状況は、もっと青空のもとでしっかりとしたあり方、運営をなされていかなければならないのではないかと、こういう認識を強く持っているところです。

この件、仙南広域の教育委員会内におきましても何回か様々な議論を重ねてきてはいる

ものの、明快な結論に立ち至っていない。そこでということになります。今後ですね、このことはもう少し広い議論を湧き起こしていかないといけないのではないかとというのが、まずは、問題・課題として考えているところです。

以上でございます。

○助役（岩間利裕君） ありがとうございます。ただいま、けやき教室の問題についてご提案がございました。協議・調整の場でございますので、自由にご発言等をお願いしたいと思っております。

○教育委員会委員（川島陽子君） けやき教室について、いま菊地教育長さんがおっしゃたように、効果というのは、やはりあそこに来ている子供たちが、毎日学校には、あるいはこういう施設には行くものだという習慣を付けて、学校に戻れるようになってくるというのが、非常に効果が上がってきているということですが、国の方でいま出されてきたフリースクール、けやき教室みたいに自由に、学校のようにきちっとルールを作って何時から何時までなんて言うのではなくて、もう少しゆったりと受け入れるようなシステムでも学校として認めましようみたいな。まだ、話が出てきたばかりですけども、そういうのにけやき教室が今後該当していくとなれば、その運営についても近い将来、どのように、フリースクールとしての形がちゃんとできて、運営できるかっていう問題について討議しなきゃいけないのではないかなと思います。で、いまだこうというよりも、もう少しその、国からフリースクールはこういう条件満たしてとか、出てきたときにもう1回きちっと話し合っ、どのように持っていけば良いのかという話題がでるかなと思っております。ただ、非常に効果があるというか、本当に少ない子供たちのためですけども、それでも効果はあるということだけは、わかっていただきたいと思っております。

○教育委員会委員（菊地俊彦君） わたくしが申し上げましたのは、フリースクールとけやき教室は、いまは別々な問題として考えておりますので、フリースクールということについて考えますと、これがもし、枠組みが義務教育内に持ち込まれるという位置づけになされるということになりますと、各教育委員会も安穩としてはいられなくなるというふうに思います。そういう、いろいろな問題、課題はそちらの方についても出てまいりますけれど、その問題と、この我々のけやき教室の問題は、いまは、わたくしは別の問題として考えて発言をさせていただきました。

○助役（岩間利裕君） ありがとうございます。

広域組合の制度はですね、組合の中でいろんな諸問題を議論して、組合としてこういうふうにしてやりたいということを考える組織ではなくて、各構成市町がそれぞれ考えて、各首長が理事会の方に提案をして、それで議論をして2市7町が合意に達した事業について、組合が取り組むということのシステムでございます。ですから、このけやき教室につきましても各市町の教育委員会さんで徹底的に議論していただいて、市、町、議会も含めてですね、合意に達していただいて、組合の理事会の方にご提案いただいて、理事会で様々

議論をして、初めて広域で取り組むかどうかということに決定をされる。決定されますと当然、規約の方に盛り込むと。その規約につきましては、県知事の許可を得なければならぬ。各市町の議会に条例案を提案して、それがOKになりますと、その結果を取りまとめて県の方に出すというシステムでございますので、組合の議会には提案されません。その辺をひとつご理解いただきたいと思います。組合でやりたいということで考えても、そういったシステムでございますので、各市町さんの方で最初は考えてもらうということが基本でございます。

それで現在のけやき教室は、亘理、名取の方を含む4市9町で、確か協議会か何かで組織をされて運営をされているかと思えます。その辺も含めて、各市町さんの方の。当初、県の義務教育課で、けやき教室を一本化して各地域に置いたということですが、そのうち市町村行政の方にふられて、各市町さんも大変困ったという状況のようでございます。ある地域ではそれを廃止しようと思ったら、新聞で大騒ぎされたということもありました。そういったことで、もうちょっと各市町さんの議会なり首長さんなりのご理解をいただいて、それで理事会にご提案をいただかないと、組合として一本化しますよと言うわけにはいかないということだけのご理解をいただきたいというふうに思っています。そういったことで、ちょっと事務局の方でお話を申し上げましたけれども、引き続き、いろんなご意見ございましたら、よろしくお願いをしたいと思えます。

○教育長（佐藤隆夫君） けやき教室につきましては、皆さんお話のとおり本当に非常に効果があって、これからも継続するという事は皆さんご認識いただいていると思えますが、このことにつきまして、大河原の教育長の部会です、何回か話題になっております。特に白石市の武田教育長さんの方からご提案がございまして、今後の方向性について、皆さんと協議していきたいということがございまして、何度かお話し合いをしております。教育長部会の中では全員一致して、今後検討していくという結論を得ております。ただ、いま助役さんのお話がございましたように、この仙南広域のいろんな規約とかですね、運営上の問題がございまして、これについては今後、調整を図っていかねばならないだろうということで、直ぐ1か月、2か月で決着がつくことではないということですね。理事会とかいろんな問題ございますので、皆さんのご意見をいただきながら、これからそういう方向で、大きくかじを切れる良いきっかけになったのかなというふうに思っていますので、なんかいろいろ議論いただきまして、これから詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

○理事長（風間康静君） 本当に各委員さんのいろんな考え方がわたしはあっていいと思っておりますし、その中でたぶん、けやき教室、名前は別ですよ、そういう組織が必要であるというのはたぶん認識は皆さん一緒だと思います。ただ、わたし、ちょっとフリースクールのごことはよくわかりませんが、そこでなってきたときに、じゃあ、もしも、そういう不登校の方が行けない施設が無くなっていいものかどうか。これはたぶん誰もがあべき

だという意見になると思う。さっき菊地委員さんが言ったように、誰かがとにかく声を上げていかないと、これは県も何にもそのままのような気がしているので、さっき助役が言ったとおり、仙南広域でできるものとできないものがありますが、声は上げることがわたしはできると思います。ですから、ひとつの組織として何回も議論しながら、また、大河原教育委員会何会議というのがあるのね。（「教育長部会」の声あり）例えば、そういうのにどんどん反映させて、県の方に、とにかくみんなで首長も含めてやってくとか。いっぺんにわたしも1年や2年という問題ではなくて、しっかりと議論を重ねて、この仙南地域の部分を固められて、何とか学校に行けない子供たちをどうやって行けるようにするか。川島委員が言ったような方法でいけるかということが大きな問題なのかなと思いますので、慌てず、みんなで一つひとつ手を打っていったらいいのかなと。逆に言うと、この総合教育会議によって我々行政側というか理事側も入る。理事側が入らなくても助役という1つのセクションが入りますので、いろんな話合いはできる。これがわたしは重要だと思いますので、そういう点で忌たんのないご指導を賜ればと思いますので、よろしく願います。

○教育長（佐藤隆夫君） いま、力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

フリースクールという問題が急に浮かんできたのでございますけれども、このフリースクールにつきまは、アメリカ社会では合法的でございます、何百万人もの子供がフリースクールで学んでおります。1つの方向性はですね、フリースクールは公的なものというよりは、民間なものが多く、私的に自分たちがお金を出し合ってフリースクールを作って、自分たちの子弟をそこのフリースクールに入れている。そういうような規模の小さいものがいっぱいあります。ですから、そういうものとは少し、視点をずらして考えた方がいいのかなというふうに考えております。NPOとか、そういう形のフリースクールもこれから多数出てくると思いますが、それで、実はですね、フリースクールの中に入れば、普通学校に通学したのと同じように出席をもらえます。そういう意味で言えば、このけやき教室はフリースクールの先駆けのようなものでございまして、けやき教室に行けば、学校に行ったのと同じ出席扱いになるわけでございます。ですから、良い面はけやき教室のなかにございまして、児童・生徒がけやき教室に通えば、その所属する学校にずっと出席したのと同じ扱いになるわけです。で、何々小学校、何々中学校卒業というのも、ほとんどをけやき教室にいたとしても、その学校にいたことと何ら変わらない。子供たちの出席がそのように確保されたという形で卒業できる。そういう利点がございまして、そのような扱いで、このけやき教室を運営してきたということは、子供たちにとっても非常にプラスの組織体だったなというふうに考えておりますので、この辺、ご認識いただければ。

○理事長（風間康静君） なるほど。いま、お話をお伺いして、だから菊地委員が、各教育委員会が大変になると言ったのは、そこだったのですね。そうなってくると、単純に言うと各市町で、もしかしたらどこかフリースクールを作れとなった場合に、あり得るとい

能性もあるということですよ。

○教育長（佐藤隆夫君）　そういうことですね。

○理事長（風間康静君）　学校に通えない自分のところの市町の子供たち。今度は、次はどんなところ、となりますよね、必ず。

○教育委員会委員（菊地俊彦君）　フリースクールのお話を不勉強で、しっかりとしたお話はできないですけど、フリースクールということが義務教育の枠組みの中に位置づけられるということになると、そこの中に入っている子供たちの一人一人についての指導カリキュラムを作らなければならないというのが出てくるそうです。そうしますと、同時に指導を加えなければなりませんので、今度は教育委員会が主導して、そこに指導員、教員であったり、あるいはカウンセラーであったり、それを定期的に、あるいは随時に送り込むという手立てを講じなければならない。そうやって、一定の修業基準を満たした者を卒業させることができる。ということなので、教育委員会としても涼しい顔をしてはいられないと、初めにわたくしが申し上げましたのは、そんなようなことを念頭に置いていたからでございます。また、そういうものであるかと思いますが、いまお話をいただいたなか、そういうことをしてもなおかつ学校に行けないという子供が存在していたときに、その子供たちをどうするかというのは、どこまでもやっぱり考えていかなければならないのではないかなというふうに思えます。

○教育委員会委員（佐藤茂廣君）　わたしも不登校は（聞き取れず）けども、我が町においても一番大きな教育課題の1つとして、わたしはおさえております。そういう意味では、毎年、ご迷惑をかけてますけども、白石市のけやき教室には大変お世話になっております。今年もですね、去年ですか、お世話になってまして、やっぱり学校には行けなかったけれども、そこに通ったお陰で学校に戻れました。そういう子供たちが何人かおりますので、いままでお話が出たように大きな問題として、これから慎重に考えていかなければならないなど、理事長さんのお話を踏まえながら思っているところでございます。

○教育委員会委員（佐藤美貴子君）　皆さんおっしゃるように、我が町も本年度、生徒指導の重点施策の第一に不登校の問題を掲げております。で、一番は学校が基本であると。担任、職員全体でもって子供と関わって、できるだけ学校に来るようにと。ところが、学校と聞いただけで拒否反応を示す。そこには何らかの要因があるだろうけれども、そのところもよくわかってやりながら、その子供にとって、どういう方法が一番良いのかということの選択の1つに、けやき教室があるのかなと。一番はとにかく学べる場、とにかく学校が基本であるけれども学校に来るまでの間に、けやき教室でも学校の保健室でも何でも、とにかくそういった方法で子供の将来を考えて、とにかくしっかりやっっていこうといういま意識で、全学校の職員が取り組んでいる状況です。その中の1つにも、けやき教室があるということ。それだけ申し上げたいと思います。

○助役（岩間利裕君）　ありがとうございました。それでは、滝口職務代理者、何かご意見等

ございましたら。

○理事長職務代理者（滝口 茂君） 2つの面があるのかなと。1つは、けやき教室は学校の出席扱いになるというのが特徴だということだったので、単なるフリースクールとは違うのかなと、意味ある教室を開いているなというふうに思います。逆に、国の方が関与してくると、第2の学校というような意識が子供たちについて、またここが窮屈になるのではないかという心配もございます。ですから、けやき教室のように、あまり学校のようにきちきちとした中ではなくてですね、子供の自由な心を活かしたけやき教室がおそらく、各町で検討されて、どこか1か所である程度の組織をきちとした中で、管理・運営がしっかりした中でという話になってくるのではないのかなと。それで各町がですね合意をすれば、4市9町でやっていますが、2市7町で、広域行政ということも将来の展望の中に1つの選択として考えていかなきゃないのかなというのが柴田町の町長としての考えですね。ただ、これは2市7町の首長さんの合意がまずあって、理事会の合意があって、ステップを踏まなきゃないということになります。あと、県の問題ですね。我々に不登校を投げっぱなしにしているような感じをちょっと受けますので、県をどう絡めていくかというような問題もあるのではないかなと、そういう印象ですね。

○助役（岩間利裕君） ありがとうございます。そのほかご意見ありますでしょうか。ございませんか。

閉 会

○助役（岩間利裕君） 第1回目でちょっと不慣れな点もございまして、大変不行き届きの点がありました。ご容赦願いたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第1回目の仙南地域広域行政事務組合総合教育会議を閉会とさせていただきます。貴重なご意見等ありがとうございました。

午前9時47分 閉会